

令和7年度運営指導における文書指摘一覧

令和7年9月30日時点

No.	指摘区分①	指摘区分②	サービス種別	指導内容	基準条項名	根拠
1	文書指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	重要事項説明書内の利用料を整理すること。	内容及び手続の説明及び同意	基準第3条の7第1項
2	文書指摘	運営に関する事	居宅介護支援	虐待の防止の措置に関する担当者について指針に具体的に明記すること。	虐待の防止	基準第27条の2第4号
3	文書指摘	運営に関する事	居宅介護支援	運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を追記すること。	運営規程	基準第18条
4	文書指摘	運営に関する事	居宅介護支援	重要事項説明書をウェブに掲載すること。	掲示	基準第22条第3項
5	文書指摘	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	重要事項説明書について、利用料の記載に誤りがあるため、修正すること。(基本報酬、医療連携体制加算、介護職員処遇改善加算)	内容及び手続の説明及び同意	基準第3条の7第1項
6	文書指摘	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	重要事項説明書の第三者評価の実施状況の有無について、有りの場合は、直近の実施年月日、実施評価機関の名称、評価結果の開示状況等を記載すること。	掲示	基準第3条の32第1項
7	文書指摘	人員に関する事	認知症対応型共同生活介護	秘密保持に関する誓約書について、書類の確認ができない者がいたため取り交わすこと。	秘密保持等	基準省令第3条の33【秘密保持等】
9	文書指摘	運営に関する事	看護小規模多機能型居宅介護	秘密保持の誓約書が確認できない従業者がいたため、全員から誓約書を得ること。	秘密保持等	基準省令第3条の33【秘密保持等】(R6赤本p.764)
10	文書指摘	運営に関する事	看護小規模多機能型居宅介護	「身体拘束等の適正化」、「虐待の防止」、「衛生管理等」に関する委員会の実施及び指針の整備がされていないため取り組むこと。	指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針、虐待の防止、衛生管理等	基準省令第177条(R6赤本pp.750-751)、基準省令第3条の38の2(R6赤本pp.770-771)、基準省令第33条の2(R6赤本pp.761-762)
11	文書指摘	運営に関する事	看護小規模多機能型居宅介護	居宅介護計画の同意欄に、家族の名前でサインがあったため、本人名で同意を得ること。	看護小規模多機能型居宅介護計画の作成及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	基準省令第179条(R6赤本p.754)
12	文書指摘	運営に関する事	居宅介護支援	やむを得ず身体拘束を行う場合について、緊急やむを得ない理由をサービス担当者等と話し合いサービス担当者会議の要点に記載すること。 緊急やむを得ない理由は、「切迫性」「非代替性」「一時性」のそれぞれについて具体的に記載すること。 拘束の様態及び時間についても記録に残すこと。	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	基準第13条2の2、2の3
13	文書指摘	運営に関する事	居宅介護支援	重要事項説明書に第三者評価の実施状況を記載すること。		基準第22条第1項(解釈通知(18)①)
14	文書指摘	運営に関する事	居宅介護支援	運営規程を変更した場合は、10日以内に変更届を提出すること。		介護保険法第78条の5
15	文書指摘	運営に関する事	居宅介護支援	虐待の防止のための指針について、解釈通知に記載の項目を備えるよう指針を見直すこと。	虐待の防止	基準第27条の2第2号(解釈通知(23)①②)
16	文書指摘	運営に関する事	居宅介護支援	業務継続計画について、災害の研修を実施すること。また訓練については、災害・感染症ともに実施すること。	業務継続計画の策定等	基準第19条の2第2項(解釈通知(15)③④)
17	文書指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	重要事項説明書に、事故発生時の対応を記載すること。	掲示	基準第3条の32第1項(解釈通知(25)①)
18	文書指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	兼務をしている場合は、勤務時間を区分して勤務表に記載すること。	勤務体制の確保等	基準第30条第1項(解釈通知(6)①)
19	文書指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	ハラスメントの相談窓口について、従業員が相談しやすいよう窓口とその連絡先を掲示するなどして周知すること。	勤務体制の確保等	基準第30条第4項(解釈通知(6)④1b)
20	文書指摘	請求に関する事	地域密着型通所介護	個別機能訓練加算の記録について、3か月に1回訪問した記録が見当たらなかったため、代表して1名(168040)について直近の訪問記録を提出すること。		厚生労働大臣が定める基準(告示・51の5イ(4))留意事項通知第2の3の2(13)①ホ)

令和7年度運営指導における文書指摘一覧

令和7年9月30日時点

No.	指摘区分①	指摘区分②	サービス種別	指導内容	基準条項名	根拠
21	文書指摘	請求に関する事	居宅介護支援	入院時情報連携加算を算定する場合は、医療機関が利用者の情報を受け取ったことを確認し、そのことを記録すること。		算定基準(厚生省告示第20号)と解釈通知(老企第36号)
22	文書指摘	運営に関する事	居宅介護支援	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、おおむね6月に1回以上開催し、記録すること。		居宅介護支援基準第21条の2
23	文書指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	事故発生時の対応及び苦情処理の体制について、重要事項説明書に記載すること。		基準第3条の32(令和6年4月版介護報酬の解釈 2指定基準編(赤本)P.515)
24	文書指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	重要事項説明書及び運営規程について、営業日及び利用定員の記載を揃えること。		基準第29条(赤本P.509)
25	文書指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	非常災害(火災、風水害、地震等)に関する具体的計画を立てること。		基準第32条(令和6年4月版 介護報酬の解釈 2指定基準編(赤本)P.513)
26	文書指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	虐待防止のための指針に、成年後見制度の利用支援に関する事項及び利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項を記載すること。		基準第3条の38の2(赤本P.519)
27	文書指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	重要事項説明書について、ウェブサイトに掲載すること。	掲示	基準第3条の32(赤本P.515)

令和7年度運営指導における口頭指摘一覧

令和7年9月30日時点

No.	指摘区分	サービス種別	指導内容
1	人員に関する事	地域密着型通所介護	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表と実績に若干の相違があるため、適切に管理を行い記録を整備すること。
2	人員に関する事	地域密着型通所介護	1月に退職した者も籍がある期間については、勤務形態一覧表に追記すること。
3	人員に関する事	地域密着型通所介護	社員の辞令を作成すること。
4	運営に関する事	地域密着型通所介護	非常災害時マニュアルに防火管理に関する担当者を明記すること。
5	人員に関する事	居宅介護支援	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表と実績に若干の相違があるため、適切に管理を行い記録を整備すること。
6	運営に関する事	居宅介護支援	Webに掲載している重要事項説明書を最新のものとし差し替えること。
7	運営に関する事	居宅介護支援	身体拘束については、開始状況の詳細、時間や容態など具体的な記録を行うこと。また、マニュアルはあるが、手順がないため、職員の認識の統一を図るためフロー等の作成するとよい。
8	運営に関する事	居宅介護支援	各研修等の実施計画について、作成日を追記すること。
9	運営に関する事	居宅介護支援	重要事項説明書内の利用料を整理すること。
10	運営に関する事	居宅介護支援	感染症のBCPIにおいて新型コロナウイルスに特化したものとなっているため、問い合わせ先の修正を含め内容を整備すること。
11	運営に関する事	居宅介護支援	BCP、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練についてそれぞれ議事録を残すこと。
12	運営に関する事	居宅介護支援	特定事業所加算、報酬改定等、重要事項説明書に変更があった場合は、利用者への説明とともに同意の署名を得ること。
13	運営に関する事	居宅介護支援	契約期間の終了日を明記すること。
14	運営に関する事	居宅介護支援	身体拘束の要件の一つである非代替性について、記録すること。
15	運営に関する事	居宅介護支援	虐待防止のための指針に担当者を明記すること。
16	運営に関する事	居宅介護支援	虐待防止委員会については、指針内に連絡協議会設置要綱に沿って実施している旨明記すること。
17	運営に関する事	居宅介護支援	虐待の防止について、指針、委員会等の基準を確認するとともに、担当者について、役割を明確しておくこと。(担当者は置かれているので、文書指摘とはしないこととします)
18	人員に関する事	居宅介護支援	人員について、勤務表のシフトの実態に合わせた内容で記録を残すこと。
19	運営に関する事	居宅介護支援	BCP(感染症)について、コロナ渦等の臨時的な取扱いが残っている箇所が見受けられたため、見直すこと。
20	運営に関する事	居宅介護支援	ケアプランについて、日付等の誤りについては、修正を行うこと。
21	運営に関する事	居宅介護支援	入院時情報連携加算について、一部記録が不十分なケースがあるため、記録の取り方について整理しておくこと。
22	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	人員について、管理者の業務時間について、1日の勤務の半分以上は管理者としての勤務になるよう時間等を調整すること。
23	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	身体拘束について、法人単位で実施しているため、実施の確認はできたが、記録や周知について不十分などところがあるため、整備内容を見直すこと。また、事象発生時の記録の様式について、3要件に対応した様式に見直すこと。
24	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	協力医療機関について、協力体制はできているが、協定書の締結及び届出の提出ができていないため、早急に対応すること。
25	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護計画について、署名欄が家族の氏名になっていたため、必ず本人の氏名とすること。代筆で家族に利用者本人名で記載してもらえれば問題ない。
26	運営に関する事	居宅介護支援	虐待防止委員会の開催について、指針に2か月に1回開催すると記載があるのに開催した記録がなかったため、記載通りに開催するか、指針の内容を見直すこと。
27	運営に関する事	居宅介護支援	運営規程、重要事項説明書、契約書について記載してある項目については、法人として根拠を持ち説明できるようにしておくこと。
28	運営に関する事	居宅介護支援	退院・退所加算の表記で、連携3回はカンファレンス参加有しかないので、参加無の項目の表記があるのはおかしいため、早急に修正すること。
29	運営に関する事	居宅介護支援	契約書第16条(契約の終了)第3項の契約を継続しがたいほどの背信行為とは何かについて、具体的な基準を持つておくこと。
30	運営に関する事	居宅介護支援	業務継続計画において、非常災害を対象とした研修・訓練は実施していたが、感染症を対象とした研修・訓練を実施しておらず、感染症の予防及びまん延の防止のための措置の研修・訓練と同一のものと同進していたため、整理すること。
31	運営に関する事	居宅介護支援	特定事業所加算(Ⅲ)で、重要事項説明書等に24時間連絡体制に関する記載がなかったことで盛り込むこと。
32	人員に関する事	居宅介護支援	常勤の主任介護支援専門員である管理者を配置していることが分かる辞令や契約書がない(管理職手当の記載があるのみ)ので、改めること。
33	人員に関する事	居宅介護支援	勤務実績表とタイムカードの合計時間が整合性がとれるように改めること。
34	運営に関する事	居宅介護支援	事故発生時に備えた、損害賠償保険への加入をしておらず、9月から加入予定とのことだったので、すみやかに加入すること。
35	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	業務継続計画の策定等に係る研修や訓練について、研修と訓練の違いがわかりにくい表記のため、計画上に明確に記載すること。
36	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	職場におけるハラスメントの相談窓口等の周知・啓発について、入職時以外でも常時確認できるよう、従業者が閲覧しやすい場所に指針を置くなどの対応をとることが望ましい。
37	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	運営規程等の誤字・脱字等を修正すること。
38	人員に関する事	認知症対応型共同生活介護	派遣社員の秘密保持について、派遣会社と派遣社員で取り交わしが行われているか確認しておくことが望ましい。
39	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	業務継続計画の策定等について、今後見直す際は、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照することが望ましい。
40	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	虐待の防止のための指針の「事業所における虐待の防止に関する基本的考え方」に虐待に該当する行為の定義を明確にすることが望ましい。
41	請求に関する事	認知症対応型共同生活介護	生産性向上推進体制加算算定のための事業年度ごとの取組に関する実績について、介護保険最新情報等を確認のうえ、報告期日に留意すること。
42	請求に関する事	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」について、今後見直す際に、「入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い」を盛り込むことが望ましい。
43	運営に関する事	認知症対応型共同生活介護	運営規程等の誤字・脱字等を修正すること。
44	運営に関する事	居宅介護支援	業務継続計画の策定等について、タイトルがコロナウイルスに関する業務継続計画となっていたため修正すること。
45	運営に関する事	居宅介護支援	事故発生時の指針は整備されており、その中で事故発生時の対応は定められているが、事業所ごとのマニュアルはないため、必要に応じて整備すること。
46	人員に関する事	看護小規模多機能型居宅介護	辞令が非常勤時代のものしか見当たらない従業者がいたため、最新の辞令を保管しておくこと。
47	運営に関する事	看護小規模多機能型居宅介護	業務継続計画の策定等について、厚労省の様式のまま修正できていない箇所があったため、事業所の状況に合わせたものにする。

令和7年度運営指導における口頭指摘一覧

令和7年9月30日時点

No.	指摘区分	サービス種別	指導内容
48	運営に関する事	居宅介護支援	身体拘束を行った後も、数か月に1回は拘束の状況を評価し、継続が必要か、軽減できるかなどを判断し記録に残すこと。
49	運営に関する事	居宅介護支援	介護サービスを暫定利用した場合は、認定決定以降速やかに本プランの作成、サービス担当者会議の開催を行い、会議以降の日付で同意を得ること。
50	運営に関する事	居宅介護支援	契約書について、契約期間等の記載すべき事項は記入して運用すること。
51	請求に関する事	居宅介護支援	入院時連携加算について、送信日や到着日がわかるよう記録に残すこと。
52	運営に関する事	居宅介護支援	業務継続計画について、一部事業所の実態と合わない記載が残っていたため、事業所の状態に合わせた内容に修正すること。
53	運営に関する事	居宅介護支援	業務継続計画に関連する訓練と研修は時間の区別をつけて実施すること。
54	運営に関する事	居宅介護支援	運営規程等について、実態に合わせた記載に修正すること。また、他の書類との整合を保つよう注意すること。
55	運営に関する事	居宅介護支援	運営規程に定めた虐待防止に関する事項について、基準(解釈通知)の記載に沿った内容とすること。
56	運営に関する事	居宅介護支援	事故報告や苦情相談について、対応方法や報告様式を定めておくこと。
57	運営に関する事	居宅介護支援	運営規程に定めた虐待防止に関する事項について、基準(解釈通知)の記載に沿った内容とすること。
58	運営に関する事	居宅介護支援	運営規程等について、実態に合わせた記載に修正すること。また、他の書類との整合を保つよう注意すること。
59	運営に関する事	居宅介護支援	運営規程等の誤字脱字を見直すこと。また、記載が不足している部分が見られたので、記載内容を見直すこと。
60	運営に関する事	居宅介護支援	運営規程に定めた虐待防止に関する事項について、基準(解釈通知)の記載に沿った内容とすること。
61	運営に関する事	居宅介護支援	虐待防止の委員会について、他の会議と同日に開催しても良いが、時間を区分するなどして、各委員会での協議が確実に行われるようにすること。
62	運営に関する事	居宅介護支援	虐待のように随時開催の必要がある委員会については、柔軟に動ける居宅介護支援事業所部会を委員会とするなど、現場の動きも考慮した体制とするよう検討すること。
63	運営に関する事	居宅介護支援	事故防止マニュアルについて、市への報告について定められていないため、マニュアルに追加すること。
64	運営に関する事	居宅介護支援	業務継続計画について、施設入所者しかリストに掲載されていないため、在宅の利用者もリストに入れること。また、在宅利用者の安否確認やサービス調整などについても対応を検討しておくこと。
65	運営に関する事	地域密着型通所介護	運営規程に定めた虐待防止に関する事項について、基準(解釈通知)の記載に沿った内容とすること。
66	運営に関する事	地域密着型通所介護	運営規程等について、実態にあわせた記載に見直しを行うこと。
67	運営に関する事	地域密着型通所介護	契約書等の雇用関係の書類について、写しの保管ができていないものがあるので、写しを取り確実に保管すること。
68	運営に関する事	地域密着型通所介護	虐待防止の担当者についても、虐待を発見した場合に誰に報告すればよいかわかりやすいよう担当者とその連絡先を掲示するなどして周知すること。
69	運営に関する事	地域密着型通所介護	業務継続計画に関する研修について、訓練と一体化しており研修の実施が確認できなかったため、研修時間を区分して実施すること。
70	運営に関する事	地域密着型通所介護	災害時の業務継続計画について、ライフライン断絶時の対策や風水害時の想定などについて、今一度対応を見直すこと。
71	運営に関する事	居宅介護支援	感染症に係る業務継続計画が、新型コロナウイルスに特化したものとなっているため、感染症に関するものに修正すること。
72	運営に関する事	居宅介護支援	勤務実績について、月単位と日単位の集計に一部不一致があるため、整理すること。
73	運営に関する事	居宅介護支援	感染症の予防及びまん延の防止のための指針が、新型コロナウイルスに特化したものになっているため、感染症に関するものに修正すること。
74	運営に関する事	地域密着型通所介護	運営規程第4条の職務の内容について、職種ごとに明記すること。
75	運営に関する事	地域密着型通所介護	感染症に係る業務継続計画が、新型コロナウイルスに特化したものとなっているため、感染症に関するものに修正すること。
76	運営に関する事	地域密着型通所介護	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、組織に関する事、指針の整備に関する事等を検討するものとする。
77	運営に関する事	地域密着型通所介護	重要事項説明書及び運営規程について、正しい営業日を記載すること。
78	運営に関する事	地域密着型通所介護	感染症の予防及びまん延の防止のための指針が、新型コロナウイルスに特化したものになっているため、感染症に関するものに修正すること。
79	運営に関する事	地域密着型通所介護	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、組織に関する事、指針の整備に関する事等を検討するものとする。
80	運営に関する事	地域密着型通所介護	重要事項説明書等の記載内容の見直しについて、検討すること。